

第5回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

# 公開セミナー & 雇用労働相談会

参加  
無料

定員  
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成30年10月9日(火) 17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)6階 研修室小 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)  
(大阪市中央区今橋四丁目1-1 / 大阪市営地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 10号出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

## 営業秘密保護のために今、企業で行うべき社内ルールの整備

企業の基幹技術や商品に関する営業秘密情報の漏えい事案が増加傾向にあります。また、漏洩の手法も多種多様となっており、企業のリスク管理が今まで以上に求められる状況となっています。本セミナーでは雇用指針に基づいて、情報漏えいに対する企業で行うべき社内ルールの整備等のポイントをわかりやすく解説いたします。

【講師】特定社会保険労務士(センター相談員) 豊岡 正照

一般企業の総務部門で労務管理全般に携わり、平成26年にトヨタ社会保険労務士事務所を開業。「フットワークの軽い社労士」として、中小企業の様々な労務相談に迅速に対応している。派遣・職業紹介事業、介護事業の新規許可申請業務、就業規則の作成、助成金申請などで企業を支援するとともに「従業員が定着する明るい職場作り」をテーマにしたセミナーの講師を積極的に行っている。

18:00～19:00

セミナーⅡ

## 対応できていますか？ 漏えいさせないための予防的営業秘密保護 ～ 労務的観点から見て～

営業秘密は重要な企業の財産の1つであり、営業秘密の流出は、企業の経営にとって大きなリスクとなります。また、一旦営業秘密が流出してしまうと取り返しがつかないため、営業秘密の適切な保護が非常に重要になってきます。

本セミナーでは、営業秘密が退職者や従業員といった「人」と通じて漏えいしてしまう場合が多いことを踏まえ、労務的な観点からいかにして予防的な営業秘密保護の対策を講じるべきか、雇用指針を踏まえ、具体的な対策例を解説いたします。

【講師】弁護士(日本・ニューヨーク州・カリフォルニア州)(センター弁護士) 下西 正孝

弁護士登録以降、日本企業や外国企業向けの労務や知的財産権に関する案件の対応・相談に従事する傍ら、外資系企業にて企業内弁護士として出向した経験を踏まえ、より実践的な観点から案件・相談に対応しています。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】特定社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成30年10月8日(月)

WEB

<https://kecc.jp>



FAX

06-6371-3195

第5回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	( )
住所 (〒 - )		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する (相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区

「雇用労働相談センター」事務局

TEL : 06-6136-3194 FAX : 06-6371-3195 E-mail : info@kecc.jp

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル 8階 K827号室  
相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)